

毎年4月2日は世界自閉症啓発デー
4月2日～8日は発達障害啓発週間です

発達障害は、広汎性発達障害（自閉症など）、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障害です。発達障害のある人は、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手ですが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害です。

発達障害の人たちが個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、子どものうちからの「気づき」と「適切なサポート」、そして、発達障害に対する私たち一人一人の理解が必要です。

また、町立図書館では4月28日まで発達障害に関する本を集めて「発達障害ってなんだろう？」コーナーを設けています。ぜひ、お越しください。
☎社会福祉課 ☎820-5635

福祉タクシー乗車券の交付

重度障害者（児）の社会活動を支援するため、令和4年度分の福祉タクシー乗車券（500円、30枚つづり）を3月24日(木)から交付します。

- ☎①身体障害者手帳（1級、2級）
- ②療育手帳（A、A）
- ③精神障害者保健福祉手帳（1級）

☎身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、印鑑

※令和3年度分の乗車券（緑色）は、4月1日以降は使用できません。社会福祉課に返還してください。

☎社会福祉課 ☎820-5635



熊野町ホームページ

自分らしく生きる 暮らしを支える支援制度



お金の管理や判断能力に自信がなくなってきた……など
日々の生活に不安を感じていませんか？
いろいろな困りごとについて、利用できる制度を紹介します。

<p>1. 身寄りがいない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死後の手続き（葬儀・火葬・納骨など）を行う人がいない。 ・入院時や入居時の保証人がいない。（不要な場合もあります） <p>→身元保証を行う団体があります。 入会金、利用料金が発生します。 例）身元引受け、受診・入院時の付添い、死後の遺体の引取り、火葬、納骨など ☎熊野町地域包括支援センター（熊野町おとしより相談センター）☎820-5615</p>	<p>2. お金や大切なものの管理が難しい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活費の計算や公共料金の支払いが自分一人では難しい。 ・通帳や印鑑をなくさないか不安。 <p>→「福祉サービス利用援助事業（かけはし）」があります。 認知症や障害などで、自分一人で福祉サービスの利用などを決めることに不安がある人や、日々の暮らしに必要なお金の管理に困っている人などが利用可能。 ☎熊野町社会福祉協議会 ☎855-2855</p>
<p>3. 将来の生活が心配</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の財産管理、生活が心配。 ・今は元気だが、判断能力が低下したときに自分が信頼できる人に支援してほしい。 <p>→任意後見制度があります。 認知症など万一に備えて、あらかじめ自分で「任意後見人」にふさわしい人（任意後見受任者）やその人に頼む内容を決めておく制度です。 ☎広島公証人合同役場 ☎247-7277 呉公証役場 ☎0823-21-2938 東広島公証役場 ☎082-422-3733</p>	<p>4. 判断能力が低下している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産管理、生活全般に支援が必要。 ・通帳や印鑑の場所がわからなくなった。 ・訪問販売などでよくわからない。 <p>→法定後見制度があります。 認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人のために、家庭裁判所が適任と認める人を成年後見人（補佐人・補助人）に選任し、本人の保護や支援を行う制度です。 ☎熊野町地域包括支援センター（熊野町おとしより相談センター）☎820-5615 広島家庭裁判所 ☎082-228-0563</p>

判断能力が不十分で財産管理ができない場合など、お困りの場合には、熊野町地域包括支援センター（熊野町おとしより相談センター）までご相談ください。
☎熊野町地域包括支援センター（熊野町おとしより相談センター）☎820-5615
高齢者支援課 ☎820-5605

障害福祉に関する各種手当

重度の身体、知的または精神障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする人などに対して、次の手当があります。認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。（所得制限などあり）
☎社会福祉課 ☎820-5635

	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当
対象者	障害があるため、または長期にわたり安静を必要とする病状であるため日常生活で常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童	国民年金法1級程度の重度の障害、または身体障害者手帳1級2級程度の重複障害があり、日常生活において基本的な動作のほとんどに介護が必要な在宅の20歳以上の人	重度の障害の状態にある20歳未満の児童を在宅で監護する父、もしくは母または父母に代わって監護する人
支給月額（令和4年4月から）	14,850円	27,300円	52,400円(1級)・34,900円(2級)
支給月	5、8、11、2月		4、8、11月

介護保険制度ってどうなってるの？

～地域包括ケアシステム推進に向けて～(16)

熊野町地域包括支援センター（熊野町おとしより相談センター）について

熊野町地域包括支援センター（愛称・熊野町おとしより相談センター）は、地域で暮らす高齢者のみなさんを保健・医療・福祉・介護などさまざまな面から総合的に支えるための相談窓口です。

地域包括支援センターの主な仕事

<p>総合相談支援</p> <p>さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。</p>	<p>介護予防ケアマネジメント</p> <p>介護予防ケアプランの作成などを行います。</p>	<p>権利擁護</p> <p>成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応などを行います。</p>	<p>地域のケアマネジャーなどへの支援</p> <p>ケアマネジャーへの日常的個別相談や困難事例などへの助言を行います。</p>
---	--	---	---

熊野町地域包括支援センター（熊野町おとしより相談センター）
〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号（熊野町役場 高齢者支援課内）
受付時間・平日8:30～17:15 ☎820-5615

高齢者などの相談を身近な場所で受け付ける「窓口」として、「熊野町地域相談支援センター」も設置しています。ご自宅への訪問も可能です。

熊野町地域相談支援センター（介護老人保健施設熊野ゆうあいホーム内） ☎820-5134



いつでも
ご相談
くださいリン♪



熊野町地域包括支援センタースタッフ

（高齢者支援課）